

# 国民年金保険料は納期内に納めましょう

年末です。国民年金保険料の納め忘れはありませんか？  
お手持ちの納付案内書や口座振替の通帳をいま一度ご確認ください。

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上必要です（第3号被保険者期間、厚生年金・共済組合などの加入期間も含みます）。

あなたの大切な年金です。受給権を得るためにも納め忘れにご注意ください。

国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年を超すとそれ以前の保険料は納めることができなくなってしまう。

納め忘れを防ぐためにもお得で便利、確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。

納めた国民年金の保険料は全額社会保険料控除の対象になります

控除の対象となるのは、平成19年1月から12月までに納

めた保険料の全額です。  
年末調整または確定申告の手続の際には、控除証明書や領収書を申告書に添えて提出してください。家族の分の保険料を納めた場合も控除の対象となります。

## 老齢福祉年金が 口座振込になりました

昭和34年から制度が始まった老齢福祉年金は、当初から郵便局の窓口において年金証書で年金の受け取りをしていただいていたのですが、今般の郵政民営化に伴い、平成19年10月以降の年金の受け取りが次の①または②の方法に変わり、年金証書での受け取りができなくなりました。

- ① 銀行などの金融機関の預金口座、ゆうちょ銀行（郵便局）の貯金口座へ振込。

- ② 郵便窓口における国庫送金通知書での受け取り。

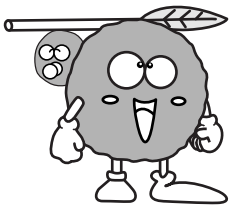
老齢福祉年金の受け取りは、4月、8月および12月の年3回となっています。

本年12月受取分（8月～11月分）からは、お届けいただいた金融機関の口座への振り込み、および国庫送金通知書での受け取りになります。

事前に「老齢福祉年金受給月確認書」を提出された方につきましては11月に振り込みになりますが、提出のない方につきましては12月の振り込みとなります。

また今後、受給月を変更される場合は、改めて「老齢福祉年金受給月確認書」を提出いただく必要があります。

※詳しくは、黒潮町役場（大方総合支所住民課住基戸籍係 ☎ 43-2800（直通））  
佐賀総合支所総務課住基戸籍係 ☎ 55-3701（直通）  
または、高知社会保険事務局 局年金課（☎ 088-822-0201）までお問い合わせください。



## 第2土曜日・時間外の年金相談のお知らせ（12月）

- \* 毎週月曜日は午後七時まで 毎週月曜日は幡多社会保険事務所において、年金相談の受付時間を午後7時まで延長しております。
- 12月の延長日  
12月3日（月）・10日（月）・17日（月）・25日（火）

\* 第2土曜日は年金相談日  
12月8日（土）は、幡多社会保険事務所において、午前9時30分から午後4時まで年金相談を行っております。

○ お問い合わせ  
幡多社会保険事務所  
☎ 34-1616

## ねんきん相談

年金相談専門員が相談に応じます。

1月17日（木）  
午前10時～午後3時  
場所／総合センター1階  
第1研修室  
（佐賀庁舎前）

## 幡多緑と水の会

自然観察会・土佐佐賀の鹿島

自然の多い高知県。その中でも特に美しく多様な自然が残る幡多地域。私たち「幡多緑と水の会」は、この幡多地域の自然を知っていただき、好きになっただけでなく、自然を守る活動を広めていくことを目的に活動しています。

今回は、土佐佐賀の鹿島を観察することになりました。佐賀の鹿島は、神社があり信仰の島ですので特別なときに入ることができません。そして、人の手が一切加えられていない自然林でもあります。貴重な機会ですのでぜひご参加ください。

日時  
12月16日（日）小雨決行  
午前9時 土佐佐賀駅前集合  
持ち物  
弁当・水筒・汗拭きタオル・ごみを入れる袋など  
参加費  
1,000円（渡し賃）

○ お問い合わせ・お申し込み  
幡多緑と水の会事務局（藤井）  
☎ 090-5713-0472  
※必ず事前にご連絡ください。